

不正免震材料を用いた建築物の安全対策に関する省内連絡会議
(第3回)

日時：平成27年3月31日(火)
13:00~13:30

場所：中央合同庁舎3号館
4階特別会議室

議 事 次 第

1 挨拶

2 議 事

(1) 前回会議後の対応等について

- ① 不正免震材料を用いた建築物の構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業(株)による報告について(震度5強程度)
- ② 不正免震材料を用いた建築物の構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業(株)による報告について(震度6強から7程度)
- ③ 庁舎、病院、複合施設についての物件名の追加公表
- ④ 東洋ゴム工業(株)が製造・納入した大臣認定不適合等の免震積層ゴムの全数取替え方針について
- ⑤ 東洋ゴム工業(株)の免震材料についての新たな不正の疑いについて
- ⑥ 免震材料に関する第三者委員会の開催について

(2) その他

平成27年3月26日

住宅局建築指導課

大臣認定不適合の免震材料を用いた建築物の構造安全性の検証に関する 東洋ゴム工業（株）による報告について

1. 概要

国土交通省では、平成27年3月13日（金）、東洋ゴム工業（株）に対して、大臣認定不適合が判明した免震材料を用いた55棟の建築物について、速やかに構造安全性の検証を実施し、国土交通省に報告するよう指示していたところです。

3月25日（水）、同社より、「55棟全ての建築物について、震度5強程度の地震に対して十分な耐震性を有しており、倒壊するおそれはない」（うち17棟については、震度6強から7程度の地震での検証により震度5強程度の地震での検証を省略）との報告がありました（別添1参照）。

国土交通省では、この報告内容について第三者機関に評価を行わせた結果、次のような見解を得るとともに、これを踏まえて同社に対して次のとおり指示しましたので、お知らせいたします。

2. 国土交通省の見解

- 国土交通省においては、3月17日（火）に同社に対して実施した立入検査の際に入手した資料をもとに、今回の構造安全性の検証に用いられた免震材料のデータについて、不正な操作が行われていないものであることを確認しました。
- その上で、国土交通省から、第三者機関（一般財団法人日本建築センター及び日本ERI株式会社）に対して、東洋ゴム工業（株）から報告を受けた構造安全性の検証の結果について評価を依頼しました。
- 以上の精査をしたところ、一部修正を要するものがあり、東洋ゴム工業（株）に対して指摘をいたしました（別添2）、構造安全性の検証の各過程において不適切な処理は見当たらず、55棟については震度5強程度の地震に対して十分な耐震性を有しており、倒壊するおそれはないことについて確認しました。

3. 国土交通省からの指示事項

- ① 55棟全ての建築物の所有者に対して、震度5強程度の地震に対して十分な耐震性を有しており、倒壊するおそれはない旨を早急に説明すること。
- ② 引き続き、震度6強から7程度の最大級の地震に対して倒壊するおそれがないかどうかの構造安全性の検証作業を進め、できる限り今月中にその結果を国土交通省に報告すること。
- ③ 55棟以外にも大臣認定不適合の免震材料を用いた疑いがある建築物について、至急全容を解明し、事実関係を国土交通省に報告すること。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室長 石崎 和志（内線 39-561）

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8514（直通）

FAX：03-5253-1630

(別添1)

2015年3月25日

報道関係各位

大臣認定不適合が判明した当社製免震ゴムの 納入先建築物における「緊急の安全性」確認について

東洋ゴム工業株式会社

東洋ゴム工業株式会社(本社:大阪市、社長:山本卓司)は、国土交通省より、3月13日付で当社製高減衰ゴム系積層ゴム支承の一部(以下「当該免震ゴム」と言います)が大臣認定取消を受けた旨、発表いたしました。

当社は、これを納入した建築物における構造安全性の検証を進めておりますが、去る3月18日、北川国土交通副大臣より、特に「緊急の安全性*1」について今週半ばまでに把握するよう指示を受けました。

当社より、当該免震ゴムの実測データを建設会社様、設計事務所様にご提供し、構造計算の再計算のご協力をいただきました。この結果、55棟全ての建築物について、震度5強程度の地震に対して十分な耐震性を有しており、倒壊するおそれはないことを確認し、本日、同省にこれを報告しましたのでお知らせいたします。引き続き、関係各位のご支援のもと、対象建築物の「満たすべき安全性*2」について確認のうえ、今月中に報告を行なう予定です。

※1「緊急の安全性」:レベル1(震度5強程度)の地震に対して倒壊・崩壊しない構造であること

※2「満たすべき安全性」:レベル2(震度6強~震度7程度)の地震に対して倒壊・崩壊しない構造であること

当該製品を納入させていただいた物件の所有者様、使用者様、施主様、建設会社様をはじめ、関係者の皆様には、大変なご迷惑とご心配をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

当社は、本件対応を経営の最優先課題と位置づけ、迅速かつ誠意をもってこの対策を進めてまいります。

<検証方法の概要>

- ・構造計算の方法は、当初設計における方法と同じ方法とする。
- ・当初設計における構造計算について、個別の免震ゴムの実測データによる免震材料の地震の揺れを抑える能力を示す値(等価粘性減衰定数・等価剛性)を用いて再計算を行う。
- ・震度5強程度の地震に対して、上部構造の変形、免震層の変形等を計算。建築物の倒壊に至るような大きな変形が生じないこと、免震層の過大な変形により建築物が擁壁に衝突することがないこと等について検証。

<検証結果> 別紙のとおり

以上

本件に関するお問合せ先

- 1) 建物所有者様・居住者様、ならびに建設会社様・設計事務所様・施主様など関係者様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社 「免震ゴムお客様ご説明窓口」
フリーダイヤル TEL.0120-880-328
※24時間受付対応、土・日・祝日含む

特設ページ http://www.toyo-rubber.co.jp/news/info_menshin/

- 2) 報道機関、アナリスト・機関投資家様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社 広報企画部
大阪 TEL.06-6441-8803/東京 TEL.03-5822-6621

「緊急の安全性」の検証結果

- ①震度5強程度の地震で検証したケース
 倒壊に対して一定の余裕を持った判定基準
- ・免震層の変形：100%未満であること
 - ・上部構造の変形：1/100以下であること

公表物件	免震層の変形 ^{※1}	上部構造の変形 ^{※2}
日立市消防拠点施設	14.6%	1/2495
横浜山下町地区B1街区施設建築物	18.9%	1/1026
湘南鎌倉総合病院	17.7%	1/861
御前崎市消防庁舎	21.2%	1/1681
鳥羽警察署庁舎棟	15.0%	1/2825
県立志摩病院外来診療棟	22.4%	1/1565
伊勢庁舎本館	17.3%	1/1361
舞鶴医療センター	26.9%	1/1182
愛媛県庁第一別館	30.5%	1/3224
高知県本庁舎	18.6%	1/647
安芸総合庁舎	21.2%	1/1768
高知東警察署庁舎	31.7%	1/1938
南国警察署庁舎	14.5%	1/1238

非公表物件	免震層の変形 ^{※1}	上部構造の変形 ^{※2}
①A	37.8%	1/542
①B	24.4%	1/500
①C	23.1%	1/1096
①D	23.1%	1/618
①E	19.1%	1/616
①F	18.0%	合 ^{※3}
①G	17.6%	合 ^{※3}
①H	17.5%	1/450
①I	17.4%	合 ^{※3}
①J	16.4%	合 ^{※3}
①K	16.2%	1/8912
①L	16.2%	1/8912
①M	16.0%	合 ^{※3}
①N	15.7%	1/2147
①O	15.6%	合 ^{※3}
①P	15.1%	1/985
①Q	14.8%	合 ^{※3}
①R	14.0%	合 ^{※3}
①S	14.0%	合 ^{※3}
①T	13.8%	合 ^{※3}
①U	13.4%	合 ^{※3}
①V	12.1%	1/646
①W	10.8%	合 ^{※3}
①X	10.2%	合 ^{※3}
①Y	5.1%	合 ^{※3}

※1 震度5強程度の地震に対する免震層の変形量 (％)
 建築物と壁と擁壁との間の距離

※2 震度5強程度の地震に対する建築物の各階の傾きのうち最大のもの

※3 当初設計との比較により1/300以下となるが、今回は、上部構造の変形量を直接求めず
 に略算で計算したため、合否のみを判定。

②震度6強から7程度の最大級の地震で検証したケース(震度5強程度の地震での検証を省略)

倒壊に対して一定の余裕を持った判定基準

- ・免震層の変形：100%未満であること
- ・上部構造の変形：1/100以下であること

公表物件	免震層の変形 ^{※4}	上部構造の変形 ^{※5}
多治見砂防国道事務所庁舎	50.5%	合 ^{※6}
長野市第一庁舎	63.2%	合 ^{※6}
枚方寝屋川消防組合新消防本部庁舎	52.2%	合 ^{※6}

非公表物件	免震層の変形 ^{※4}	上部構造の変形 ^{※5}
②a	83.2%	合 ^{※6}
②b	76.4%	合 ^{※6}
②c	67.5%	合 ^{※6}
②d	63.3%	合 ^{※6}
②e	61.1%	合 ^{※6}
②f	60.7%	合 ^{※6}
②g	60.7%	合 ^{※6}
②h	59.1%	合 ^{※6}
②i	58.2%	合 ^{※6}
②j	57.1%	合 ^{※6}
②k	55.4%	合 ^{※6}
②l	48.0%	合 ^{※6}
②m	42.6%	合 ^{※6}
②n	39.2%	合 ^{※6}

※4 震度6強から7程度の最大級の地震に対する免震層の変形量 (％)

建築物と壁と擁壁との間の距離

※5 震度6強から7程度の最大級の地震に対する建築物の各階の傾きのうち最大のもの

※6 当初設計との比較により1/100以下となるが、今回は、上部構造の変形量を直接求めずに略算で計算したため、合否のみを判定。

(別添2)「緊急の安全性」の検証結果の一部修正に関する東洋ゴム工業(株)に対する指摘内容

① 震度5強程度の地震で検証したケース

【修正前】

公表物件	免震層の変形	上部構造の変形
県立志摩病院外来診療棟		1/1565
高知県本庁舎	18.6%	1/647
安芸総合庁舎	21.2%	
南国警察署庁舎	14.5%	

非公表物件	免震層の変形	上部構造の変形
①D	23.1%	



【修正後】

公表物件	免震層の変形	上部構造の変形
県立志摩病院外来診療棟		1/1513
高知県本庁舎	26.0%	1/298
安芸総合庁舎	31.6%	
南国警察署庁舎	16.0%	

非公表物件	免震層の変形	上部構造の変形
①D	26.1%	

② 震度6強から7程度の最大級の地震で検証したケース (震度5強程度の地震での検証を省略)

【修正前】

公表物件	免震層の変形	上部構造の変形
枚方寝屋川消防組合新消防本部庁舎	52.2%	



【修正後】

公表物件	免震層の変形	上部構造の変形
枚方寝屋川消防組合新消防本部庁舎	59.3%	

平成 27 年 3 月 31 日
住宅局建築指導課

免震材料の不正事案に係る建築物の構造安全性の検証に関する 東洋ゴム工業（株）による報告について

1. 概 要

国土交通省では、平成 27 年 3 月 13 日（金）、東洋ゴム工業（株）に対して、免震材料の不正事案に係る 55 棟の建築物について、速やかに構造安全性の検証を実施し、国土交通省に報告するよう指示していたところです。

3 月 25 日（水）の報告に続き、3 月 30 日（月）、同社より、「55 棟全ての建築物について、震度 6 強から震度 7 程度の地震に対して倒壊するおそれはない」との報告がありました（別添 1 参照）。

国土交通省では、この報告内容について第三者機関に評価を行わせた結果、次のような見解を得るとともに、これを踏まえて同社に対して次のとおり指示しましたので、お知らせいたします。

2. 国土交通省の見解

- 国土交通省においては、3 月 17 日（火）に同社に対して実施した立入調査の際に入手した資料をもとに、今回の構造安全性の検証に用いられた免震材料のデータについて、不正な操作が行われていないものであることを確認しました。
- その上で、国土交通省から、第三者機関（一般財団法人日本建築センター及び日本 E R I 株式会社）に対して、東洋ゴム工業（株）から報告を受けた構造安全性の検証の結果について評価を依頼しました。
- 以上の精査をしたところ、一部修正を要するものがあり、東洋ゴム工業（株）に対して指摘をいたしましたが（別添 2）、構造安全性の検証の各過程において不適切な処理は見当たらず、55 棟全ての建築物について、震度 6 強から 7 程度の地震に対して倒壊するおそれはないことを確認しました。

3. 国土交通省からの指示事項

- ① 55 棟全ての建築物の所有者に対して、今回の検証結果を早急に説明すること。
- ② 55 棟以外にも不正な免震材料を用いた疑いがある建築物について、至急全容を解明し、事実関係を国土交通省に報告すること。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室長 石崎 和志（内線 39-561）

電 話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8514（直通）

F A X：03-5253-1630

報道関係各位

大臣認定不適合が判明した当社製免震ゴムの 納入先建築物における「満たすべき安全性」の確認について

東洋ゴム工業株式会社

東洋ゴム工業株式会社（本社：大阪市、社長：山本卓司）は、国土交通省より、3月13日付で当社製高減衰ゴム系積層ゴム支承の一部（以下「当該免震ゴム」と言います）が大臣認定取消しを受けた旨、発表いたしました。

当社は、これを納入した建築物における構造安全性の検証を進めておりますが、去る3月18日、北川国土交通副大臣より、「満たすべき安全性^{*}」について、今月中を目標として調査を実施するよう指示を受けました。

当社より、当該免震ゴムの実測データを建設会社様、設計事務所様にご提供し、構造計算の再計算のご協力をいただきました。この結果、55棟全ての建築物について、震度6強から震度7程度の地震に対して倒壊するおそれはないことを確認し、本日、同省にこれを報告しましたのでお知らせいたします。

^{*}「満たすべき安全性」：レベル2（震度6強から震度7程度）の地震に対して倒壊しない構造であること

当該製品を納入させていただいた物件の所有者様、使用者様、施主様、建設会社様をはじめ、関係者の皆様には、大変なご迷惑とご心配をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

当社は、本件対応を経営の最優先課題と位置づけ、迅速かつ誠意をもってこの対策を進めてまいります。

<検証方法の概要>

- ・構造計算の方法は、当初設計における方法と同じ方法とする。ただし、実況に応じた算定が可能なものについては、実況に応じて算定を行う。
- ・当初設計における構造計算について、個別の免震ゴムの実測データによる免震材料の地震の揺れを抑える能力を示す値（等価粘性減衰定数・等価剛性）を用いて再計算を行う。
- ・震度6強から震度7程度の地震に対して、上部構造の変形、免震層の変形等を計算。建築物の倒壊に至るような大きな変形が生じないこと、免震層の過大な変形により建築物が擁壁に衝突することがないこと等について検証。

<検証結果> 別紙のとおり

■本件に関するお問合せ先

- 1) 建物所有者様・居住者様、ならびに建設会社様・設計事務所様・施主様など関係者様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社 「免震ゴムお客様ご説明窓口」
フリーダイヤル TEL.0120-880-328
※24時間受付対応、土・日・祝日含む
特設ページ http://www.toyo-rubber.co.jp/news/info_menshin/

- 2) 報道機関、アナリスト・機関投資家様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社 広報企画部
大阪 TEL.06-6441-8803 / 東京 TEL.03-5822-6621

以上

「満たすべき安全性」の検証結果

○震度6強から7程度の最大級の地震で検証

倒壊に対して一定の余裕を持った判定基準

- 免震層の変形：100%未満であること
- 上部構造の変形：1/100以下であること

公表物件	免震層の変形※ ¹	上部構造の変形※ ²
日立市消防拠点施設	63.1%	1/1599
横浜山下町地区 B1 街区施設建築物	96.2%	1/731
湘南鎌倉総合病院	60.8%	1/247
猫山宮尾病院	39.2%	合※ ³
長野市第一庁舎	63.2%	合※ ³
多治見砂防国道事務所庁舎	50.5%	合※ ³
御前崎市消防庁舎	62.6%	1/732
鳥羽警察署庁舎棟	48.1%	1/1607
県立志摩病院外来診療棟	72.8%	1/663
伊勢庁舎本館	68.9%	1/269
舞鶴医療センター	95.0%	1/566
枚方寝屋川消防組合新消防本部庁舎	59.3%	合※ ³
愛媛県庁第一別館	89.8%	1/1687
高知県本庁舎	67.2%	1/127
安芸総合庁舎	81.2%	1/808
高知東警察署庁舎	83.6%	1/430
南国警察署庁舎	57.2%	1/461

非公表物件	免震層の変形※ ¹	上部構造の変形※ ²
②-1	99.6%	1/248
②-2	90.4%	合※ ³
②-3	88.3%	1/219
②-4	83.2%	合※ ³
②-5	82.4%	合※ ³
②-6	80.3%	合※ ³
②-7	78.4%	合※ ³
②-8	77.8%	1/376
②-9	77.3%	合※ ³
②-10	76.4%	合※ ³
②-11	73.4%	1/222
②-12	71.9%	1/201
②-13	67.5%	合※ ³
②-14	66.7%	合※ ³
②-15	64.8%	1/4714
②-16	64.8%	1/4714
②-17	63.6%	合※ ³
②-18	63.3%	合※ ³
②-19	63.3%	合※ ³
②-20	61.8%	合※ ³
②-21	61.6%	合※ ³
②-22	61.1%	合※ ³

非公表物件	免震層の変形※1	上部構造の変形※2
②-23	60.7%	合※3
②-24	60.7%	合※3
②-25	60.1%	1/275
②-26	59.5%	合※3
②-27	59.1%	合※3
②-28	58.2%	合※3
②-29	57.3%	合※3
②-30	57.1%	合※3
②-31	55.4%	合※3
②-32	53.3%	合※3
②-33	52.6%	1/265
②-34	50.6%	1/157
②-35	48.0%	合※3
②-36	47.4%	1/880
②-37	42.6%	合※3
②-38	30.8%	合※3

灰色塗り部分は3月25日発表時点のものを再掲

※1 震度6強から7程度の最大級の地震に対する免震層の変形量 (%)
建築物の壁と擁壁との間の距離

※2 震度6強から7程度の最大級の地震に対する建築物の各階の傾きのうち最大のもの

※3 当初設計との比較等により1/100以下となるが、今回は、上部構造の変形量を直接求めずに略算で計算したため、合否のみを判定。

(別添2) 「満たすべき安全性」の検証結果の一部修正に関する東洋ゴム工業(株)に対する指摘内容

○ 震度6強から7程度の最大級の地震で検証

【修正前】

非公表物件	免震層の変形	上部構造の変形
②-34		1/157



【修正後】

非公表物件	免震層の変形	上部構造の変形
②-34		1/151

平成27年3月27日
住宅局建築指導課

東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の大臣認定不適合
に係る建築物（庁舎、病院、複合施設）について

3月13日に公表いたしました「東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の大臣認定不適合等について」の対象となる建築物のうち、庁舎、病院、複合施設について、下記のとおり公表いたします（民間の病院を1棟追加しています）。

※いずれも東洋ゴム工業(株)提出の資料による。

	名称	所在地	構造	階数	
				地上	地下
庁舎 12棟	日立市消防拠点施設	茨城県日立市神峰町	RC	3	1
	長野市第一庁舎	長野県長野市大字鶴賀緑町	RC	10	
	御前崎市消防庁舎	静岡県御前崎市池新田	RC	2	
	多治見砂防国道事務所庁舎	岐阜県多治見市小田町	RC	3	
	鳥羽警察署庁舎棟	三重県鳥羽市松尾町字篠本	RC	4	
	伊勢庁舎本館	三重県伊勢市勢田町	RC	6	
	枚方寝屋川消防組合新消防本部庁舎	大阪府枚方市新町	SRC	5	
	愛媛県庁第一別館（耐震改修工事）	愛媛県松山市一番町	SRC	11	3
	高知県本庁舎（耐震改修工事）	高知県高知市丸ノ内	RC	6	
	安芸総合庁舎	高知県安芸市庄之芝町	RC	6	
	高知東警察署庁舎	高知県高知市大津字裏円瀬分	RC	4	
	南国警察署庁舎	高知県南国市大桶字松山	RC	7	
病院 6棟 *1	県立志摩病院外来診療棟	三重県志摩市阿児町鶴方	RC	4	1
	舞鶴医療センター	京都府舞鶴市字行永	RC	7	
	湘南鎌倉総合病院	神奈川県鎌倉市岡本	RC	15	1
	猫山宮尾病院*2	新潟県新潟市中央区湖南	RC	5	
複合施設 1棟	横浜山下町地区B1街区施設建築物	神奈川県横浜市中区山下町	RC/SRC	10	1

*1 残りの民間の病院2棟については、現時点では所有者の公表に係る同意が得られていません。

*2 当該建築物は、3月26日に公表した「大臣認定不適合の免震材料を用いた建築物の構造安全性の検証」において、震度6強から震度7程度の地震で検証したケースで、免震層の変形(39.2%<100%)、上部構造の変形ともに判定基準内であることが確認されています。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 村田 英樹（内線39-564）
係長 荒川 徹（内線39-525）
電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8933（直通） FAX：03-5253-1630

2015年3月25日

報道関係各位

当社グループが製造・納入した大臣認定不適合等の 免震積層ゴム全数取替え方針について

東洋ゴム工業株式会社

東洋ゴム工業株式会社（本社：大阪市、社長：山本卓司）は、3月13日付で、当社グループが製造・納入した『高減衰ゴム系積層ゴム支承』の一部に、建築基準法第37条第2号の国土交通大臣認定（以下「大臣認定」といいます。）の性能評価基準に適合していなかった製品、及び技術的根拠のない申請による当該大臣認定に基づき出荷されていた製品（以下「当該免震ゴム」といいます。）が存在したことを発表いたしました。

当社は、本件について、あらゆる可能性を想定し今後の対応・対策を検討してまいりましたが、本日、所有者様、使用者様、施主様、建築会社様等の関係者様のご意向に反しない限り、原則として、当該免震ゴム全基（納入物件数55物件、全2,052基）について、当初の設計段階において求められた性能評価基準に適合する製品へと取替える方針を決定いたしましたのでお知らせいたします。

■取替え品の準備進捗について

- ①求められる性能評価基準を満たす製品をお取扱いの同業他社様に、所有者様、使用者様、施主様、建設会社様等からご意向があった場合に、最大限のご協力をいただきたい旨、当社よりお願いを差し上げております。
- ②上記に並行し、早期の取替えを可能な限りスムーズに対応できるよう、現在、当社の要素技術開発を担う中央研究所、生産技術を担うエンジニアリングセンターのエンジニア等からなる専門チームを編成し、当初の設計段階において求められた性能評価基準に適合した製品を製造すべく全力を挙げて取り組んでいます。
- ③所有者様、使用者様、施主様、建設会社様等の関係者様と協議のうえ、関係者様のご意向に反しない限りは、建設会社様に取替えをお願いしてまいります。

このたびは、関係者の皆様に、多大なるご心配とご迷惑をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。当社は、本件対応を経営の最優先課題と位置づけ、迅速かつ誠意をもってこの対策を進めてまいります。

以上

本件に関するお問合せ先

- 1) 建物所有者様・居住者様、ならびに建設会社様・設計事務所様・施主様など関係者様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社 「免震ゴムお客様ご説明窓口」

フリーダイヤル TEL.0120-880-328（24時間受付対応、土日祝含む）

特設ページ http://www.toyo-rubber.co.jp/news/info_menshin/

- 2) 報道機関、アナリスト・機関投資家様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社

広報企画部

大阪 TEL.06-6441-8803 / 東京 TEL.03-5822-6621

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 27 年 3 月 25 日

住宅局 建築指導課

東洋ゴム工業（株）の免震材料についての不正の疑いの報告について

3月24日(火)、東洋ゴム工業(株)より国土交通省に対し、3月13日(金)に公表した大臣認定不適合55棟以外の免震材料についても不正があった疑いがある旨の報告がありました。

具体的には、東洋ゴム工業(株)の調査において、55棟の免震材料について根拠のない数値を採用したとされる担当者が、これ以外の免震材料についても不正な補正を行っていたとの疑いが把握されたとのことです。

このため、国土交通省は、東洋ゴム工業(株)に対し、速やかに事実関係の調査を行い、報告を行うとともに、対象建築物の所有者に対し迅速、かつ、丁寧に説明を行うよう指示をしました。

【問い合わせ先】

- 国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室長 石崎 和志 (内線 39-561)
電 話 : 03-5253-8111 (代表)、03-5253-8514 (直通)
F A X : 03-5253-1630

2015年3月25日

報道関係各位

当社グループ製造の免震積層ゴムの 新たな大臣認定不適合等の疑いについて

東洋ゴム工業株式会社

東洋ゴム工業株式会社（本社：大阪市、社長：山本卓司）は、3月13日付で、当社グループが製造・納入した『高減衰ゴム系積層ゴム支承』の一部に、建築基準法第37条第2号の国土交通大臣認定（以下「大臣認定」といいます。）の性能評価基準に適合していなかった製品、及び技術的根拠のない申請による当該大臣認定に基づき出荷されていた製品（以下「当該免震ゴム」といいます。）が存在したことを発表いたしました。

その際、当該免震ゴムとしては、下記表中の製品が該当すると発表させていただいていたところ です。

当該製品名	高減衰ゴム系積層ゴム支承
当該製品タイプ	SHRB-E4（せん断弾性係数 $G:0.39\text{N/mm}^2$ ） SHRB-E6（せん断弾性係数 $G:0.62\text{N/mm}^2$ ）
当該製品納入期間	2004（H16）年7月～2015（H27）年2月
当該製品納入物件	合計55物件 合計2,052基（SHRB-E4:2,045基、SHRB-E6:7基）

※せん断弾性係数とは、水平方向への変形のしやすさを表す指標

このたび、上記表中の製品以外についても、大臣認定の性能評価基準に適合していなかった製品等が存在する疑い（以下「本件疑い」といいます。）が発覚し、当社は3月24日付でその旨を国土交通省に対し、自主的に報告いたしました。

本件疑いについては、本件について調査中の外部の法律事務所から、当事者のヒアリング等の結果、上記表中の製品以外についても問題があることが判明したとの報告を受けたことから、発覚したものです。

当社は、国土交通省より、本件疑いについても、速やかなる事実関係の調査と報告を行うよう指示を受けており、可及的速やかに事実関係や原因等の詳細な報告を行なえるよう取り組んでまいります。

当社は、戸建て住宅用を含めた高減衰ゴム系積層ゴム支承のほか、天然ゴム系積層ゴム支承、弾性すべり支承を免震ゴム製品としてラインナップしており、現在これらの法適合性に関して網羅的に点検を行なっております。

このたびは、関係者の皆様に、多大なるご心配とご迷惑をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。当社は、本件対応を経営の最優先課題と位置づけ、迅速かつ誠意をもってこの対策を進めてまいります。

以上

本件に関するお問合せ先

報道機関、アナリスト・機関投資家様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社 広報企画部
大阪 TEL.06-6441-8803 / 東京 TEL.03-5822-6621

平成27年3月31日
住宅局建築指導課

「免震材料に関する第三者委員会」(第1回)の開催について

国土交通省は、平成27年3月31日に「免震材料に関する第三者委員会」を設置し、4月3日に第1回委員会を開催いたしますので、お知らせいたします。

1. 趣旨

東洋ゴム工業による免震材料の不正事案を受け、その安全性の検証、原因の究明や、再発防止策等について専門的見地から検討し、国土交通省に対して提言を行っていただくことを目的として、学識経験者からなる「免震材料に関する第三者委員会」を設置することとする。

2. 委員会の構成

委員長	ふかお 深尾	せいいち 精一	首都大学東京名誉教授
副委員長	きたむら 北村	はるゆき 春幸	東京理科大学教授
	おおもり 大森	ふみひこ 文彦	東洋大学教授・弁護士
	せいけ 清家	つよし 剛	東京大学大学院准教授
	なかがわ 中川	としこ 聡子	東京都市大学教授
	にしやま 西山	いさお 功	独立行政法人建築研究所理事

3. 第1回委員会の開催日時・場所

日 時：平成27年4月3日(金)19時～

場 所：中央合同庁舎3号館 4階特別会議室

4. 取材等

- ・会議については傍聴不可、カメラ撮りは冒頭のみとします。
- ・18時50分までに中央合同庁舎3号館4階エレベーターホールにお集まりください。
- ・また、会議終了後速やかに、国土交通省の担当者による記者レクを予定しています。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 後藤 裕 (内線39-523)

総務係長 牧野 勉 (内線39-524)

電 話：03-5253-8111 (代表)、03-5253-8513 (直通)

F A X：03-5253-1630